

福山市立中条小学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 1 日

福山市立中条小学校

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。本来、家族やまわりの大人に温かく見守られ成長していくべき子どもが心や身体に大きな傷を負うことは絶対に防がなければならない。

そこで、中条小学校では、平成 25 年に策定された「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「推進法」という。）」に基づき、いじめ防止等のための基本的な方向性を示し、福山市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等との連携を深めながら児童の健全育成に取り組むために、「福山市立中条小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止等を推進する体制作り」を確立するとともに、その対策を総合的かつ効果的に推進する。また、令和 8 年 5 月の福山市いじめ防止基本方針が「児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進」「『いじめ防止委員会』の機能化」、「いじめ重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え」の 3 つの柱で改定されたことを受け、本校のいじめ防止基本方針もこの 3 つの柱をもとに改定を行い、学校全体でいじめ撲滅の取組を行う。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義及び態様

まず、「いじめ」にあたるか否かの判断は、対象児童の立場に立ち、児童の感じる被害性に着目して行うこととする。また、判断や認知、そのための調査等は、「いじめ防止委員会」を活用して行う。

いじめについて、推進法第 2 条に基づき、次のとおり定義するとともに、具体的ないじめの態様について示す。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で対応することが必要である。

(2) いじめの構造

「いじめの構造」について、文部科学省は、生徒指導提要（平成22年3月）において、次のように示している。

いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

(3) いじめの構造を踏まえた指導上の留意点

いじめの構造に基づいて、心身の苦痛を感じている児童生徒の立場に立って考えること、加害者への指導はもちろん、観衆や傍観者への指導、仲裁者を育てる指導が重要であることを踏まえ、児童生徒全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、学級集団等においていじめをなくしていこうとする雰囲気を醸成する。

3 学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。

そこで、いじめの防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめの防止においては、アンケート調査や実態調査、教育相談はもちろんのこと、日常的な児童観察等により、早期に発見（認知）して対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

ア いじめの未然防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、「全ての児童が参加・活躍できる授業」とするために、授業改善を図りながら、「知・徳・体」における基礎・基本の定着を図る。

イ 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、学級会活動や児童会活動などを通じて、活躍できる居場所づくりや絆づくりをすすめる。また、体験活動や交流活動を通じて、互いのよさを認め合える人間関係を築けるよう、児童の主体的な活動を支援する。

ウ いじめの早期発見・早期対応

「いじめ見逃しゼロ」を目指し、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」をはじめとした定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、児童が発する小さなSOSを把握できる体制を整備することと日常的な児童観察により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

エ いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、推進法第22条により設置する「いじめ防止校内委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

オ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り育てるため、PTAを始め、教育後援会、子育て会、町内会、見守り隊などの組織や学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

4 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて1人1台端末等を活用した「心の健康観察」をはじめとした定期的なアンケートや面接の実施、各種調査を併用する。なお、調査結果の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

ア 出席・遅刻・早退の日数、傾向性の把握

- ・ 3 日以上の欠席（病気による欠席を除く）
- ・ 遅刻・早退の日数、曜日等の傾向性の把握

イ 朝の会・帰りの会や授業中などの児童観察

- ・ 1 人 1 台端末等を活用した「心の健康観察」を毎週 1 回実施
- ・ 健康観察時の声・表情
- ・ 授業中の児童同士の関わり
- ・ 保健室来室時の様子

ウ いじめアンケートの実施

- ・ 児童・保護者に対して各学期 1 回以上の実施
- ・ アンケート結果の分析、本人・保護者等への聞き取り

エ 個人面談の実施

- ・ いじめアンケート実施後に教育相談週間を設定し、全児童への面談を実施
- ・ 校内での「こども相談窓口（体罰・セクハラ・いじめ相談窓口）」の設定と周知
- ・ 県立教育センター「いじめダイヤル 2 4」など、県、市の相談窓口の周知

オ 職員の資質向上

- ・ いじめに関する教員研修の実施
- ・ 「インターネットや SNS 等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」についての教員研修の実施と児童への指導の実施
- ・ 児童理解に関する研修の充実やソーシャルスキルトレーニング、グループエンカウンターに関する研修の実施
- ・ 道德教育の推進

カ 保護者との連携強化

- ・ いじめを防止の重要性について理解を深める啓発の実施
- ・ インターネット等の通信手段を通じてのいじめの実態についての情報提供

5 いじめを発見した場合の組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、福山市教育委員会へ速やかに報告し、指導を受けると共に、福山北警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに福山北警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ

- ① いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に速やか

に報告する。

- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、「いじめ防止委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭との連携のもとに図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は、個人情報の保護等に配慮しながら適切に関係者に提供する。
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われる場合は、福山市教育委員会に速やかに報告し、指導を受ける。また、福山北警察署と連携して対処する。
- ⑤被害児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに福山北警察署に通報し、適切に援助を受ける。
- ⑥保護者への説明や謝罪、必要に応じて関係機関等との連携を行う。

(2) いじめ対処の留意点

- ①いじめを受けた児童の安全確保や心のケアを迅速に行うため、警察や児童相談所、医療機関等と連携を行う。必要に応じて S.C. や養護教諭とも連携する。
- ②校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を取る。
- ③校長は、児童がいじめを行っている場合に、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ④いじめに関する聞き取り等が必要な場合は、当該児童の個人情報やプライバシーに関わる内容が流失することが無いよう、当該児童の人権に十分配慮して行う。

6 いじめ防止のための校内組織「いじめ防止委員会」

いじめ防止に組織的に対応し、いじめの未然防止や早期発見・対応及び「いじめ見逃しゼロ」を組織的に行うために、「いじめ防止委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。全職員で児童を見守るため、毎週 1 回児童交流を行う。また、「いじめ」に係る情報があつた際には、校長が臨時に「いじめ防止委員会」の委員を招集し、事実の説明、今後の対応等方針を決め、対応にあたる。委員は以下のとおりである。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、保健主事、研究主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、担任、その他関係職員

<校外構成員>

福山市教育委員会指導主事、関係機関の助言者 等

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、以下の2つの要件を満たし、他の事情も勘案して解消したかどうかの判断を行う。

＜いじめ解消の要件＞

- ① いじめに係る行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月以上行われていないこと。
- ② 対象児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。このことは、対象児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告するとともに、校長の指揮の下、プロジェクトチームを編成し、調査等の適切な取組を実施する。

- (1) 重大事態が発生した場合、学校長は速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 校長の指揮の下、プロジェクトチームを編成し、実態の把握や調査、児童対応、保護者・地域への対応等に取り組む。また、調査結果は、速やかに教育委員会に報告し、適切な指示、指導を仰ぐ。
- (3) 教育委員会の指導の下、関係機関との適切な連携を図り、多面的な見取りや適切な助言を受ける。

8 学校における平時からの備え

- (1) 職員研修等を通して、「学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止法、ガイドライン等について理解し、いじめの重大事態等について認識を高める。
- (2) いじめの重大事態が発生した場合、校長が臨時の「いじめ防止委員会」を招集するなど、組織的な対応が行えるよう、各教職員の役割を明確にする。
- (3) 平時から教育委員会や警察、福祉等の関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。
- (4) 普段の生徒指導事案についても、「いつ」「どこで」「だれが」「誰に」「何を」「どうした」等を記録に残し、適切に管理する。
- (5) アンケート等の記録は作成後5年間保存する。

9 いじめ防止基本方針の公表及び改訂

「中条小学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページに公表するとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。また、より実効性のあるものとするために、必要に応じ、適時、検証及び見直しを図る。